

中部人間学会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、中部人間学会と称する。

第2条 本会の事務局は会長の定める所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は人間学の研究の促進と教育の振興を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 研究会、研修会、講演会などの開催
- 2 会誌、出版物などの編集発行
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員 大学・短期大学の人間学に関する学部・学科の授業を担当する教職員及び人間学に関する分野を研究する者並びに大学院生で、本会の目的に賛同し、規定の会費を納入した者
- 2 団体会員 本会の目的に賛同し、規定の会費を納入した学校、研究所、協会、図書館などの団体
- 3 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し、規定の会費を納入した団体または個人

第6条 会員は会費を納めなければならない。会費を滞納したものは、理事会において退会したものとみなすことができる。

第4章 機 関

第7条 本会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 理事 若干名
- 4 監事 2名以内
- 5 幹事 若干名

第8条 本会の役員は正会員より選出する。

- (1) 理事は総会により選出する。
 - (2) 会長・副会長は理事の互選により選出する。
 - (3) 監事は、総会により選出する。
 - (4) 幹事は、会長の委嘱による。
- 2 第1項に掲げるもののほか、会長は役員会の承認を得て、本会に顧問ならびに名誉会長を置くことができる。

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 10 条 本会の役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会及び理事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監事は会計及び役員会の会務執行状況の監査を行う。
- 5 幹事は、会長の命により庶務・会計の実務を行う。

第 11 条 本会に企画・編集委員会をおくことができる。

- 2 編集委員会の委員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 編集委員会の委員長は委員の互選より決定する。
- 4 委員は、会誌編集と会務運営の実務を行う。

第 12 条 会長は毎年 1 回会員総会を招集しなければならない。

第 13 条 総会の議決は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第 14 条 理事会は、定期理事会と臨時理事会とし、会長が招集し議長を務める。

- 2 定期理事会は、毎年 1 回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 1 以上の要求があったときに開催する。
- 4 理事会は理事の 3 分の 2 以上（委任状を含む）の出席で成立し、過半数をもって決する。

第 15 条 本会の事業実施に必要な経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。
- 3 本会の会費は別に定める。

第 16 条 本規約は総会の議決により変更することができる。

附則 本規約は、令和 2 年 11 月 28 日より施行する。

[会費規定]

本会の会費は次の通りとする。

正会員会費	年額	3,000 円
大学院生	年額	2,000 円
団体会員会費	年額	15,000 円
賛助会員会費	年額	1 口 20,000 円